

緊急一時保育 Q&A

Q 近くに祖父母がいますが緊急一時保育は利用できますか

A ご家族や親族で保育の可能な方がいる場合はご利用できません。

Q すでに緊急一時保育を予約していますが、出産予定日が早まりそうです。予約日の変更はできますか。

A 可能です。状況が分かり次第ご連絡ください。すでに園と契約が済んでいる場合は直接園へ、そうでない場合は区にご連絡ください。

Q 兄弟が入院しお見舞いに下の子を連れて行くことができない場合は利用できますか。

A お見舞いは緊急一時保育の対象となりません。通常の一時保育をご利用ください。兄弟が入院し、常時親の付き添いが必要であると病院からの指示書がある場合のみ対象となります。

Q 出産後の回復期に緊急一時保育は利用できますか。

A 自宅療養については、医師から絶対安静のため保育をしてはならない旨の診断書の提出があれば対象となります。

Q 緊急一時保育で受け入れてもらう保育所は自由に選べますか。

A 保育園の受け入れ状況が整わない園での受け入れはできません。ご希望は伺いますが、ご希望の園に決まらない場合もあります。また家の近くではない場合もございます。

Q 緊急一時保育は8時半から17時までとありますが、延長保育はしてもらえますか。

A 延長保育については、受け入れの園の状況により対応できる場合とできない場合があります。また、延長料金は別途必要になります。

Q 土曜日の受け入れはしてもらえますか。

A 制度上は可能ですが、園によっては土曜日は職員配置が少ないので、受け入れができない場合がございます。

Q 受付から利用までの流れを教えてください。

A お申し込みは利用日の2週間前から電話で受付します。子育て支援課にお電話ください。必要要件、お子様の状況、保育期間等をお伺いし、緊急一時保育の対象である場合には、区が受け入れ保育所を選定します。受け入れ園が決まりましたら、保護者様から園へご連絡ください。面接日を決めて事前に面接および契約手続きを行っていただきます。その際必要書類等（印鑑、お預けになるお子様の母子手帳のほか、入院の場合は診断書等

病名と入院期間のわかる書類、出産の場合は出産予定児の母子手帳等）を園にご提出ください。契約が済んだら予約日から利用可能です。（利用予定日の変更が生じた場合は速やかにご連絡ください）利用料金は園にお支払いください。

Q 幼稚園に通っている子どもがいますが、緊急一時保育を利用できますか。

A 幼稚園に通っている場合、預かり保育での対応が可能になりますので、緊急一時保育はご利用になれません。ただし、休園日など預かり保育を利用できないときは、例外的に対象になります。